

## 障がい者雇用関係

公募型プロポーザル方式参加事業所名：

1	業種		
2	資本金・出資総額		千円
3	常用雇用労働者		人
4	道内の事業所数	事業所（道外事業所数	事業所）
5	事業所の雇用状況（直近年の6月1日現在）		
①	常用雇用労働者数		人
	常用労働者		人
	短時間労働者	×0.5	人
②	除外率	別紙除外率参照	%
③	基礎となる常用雇用労働者	①－（①×②（端数切捨））	人
④	雇用すべき障がい者数	③×2.0%（端数切捨）	人
⑤	障がい者雇用数		人
常用雇用者	重度の身体障がい者及び知的障がい者	実雇用数（ ）人×2 →	7 人
	上記以外の身体障がい者及び知的障がい者	実雇用数	人
	精神障がい者数	実雇用数	人
短時間労働者	重度の身体障がい者及び知的障がい者	実雇用数	人
	上記以外の身体障がい者及び知的障がい者	実雇用数（ ）人×1/2 →	1 人
	精神障がい者	実雇用数（ ）人×1/2 →	1 人
⑥	障がい者雇用率	⑤／③×100（小数点以下第2位四捨五入）	%
⑦	法定雇用障がい者数超過数	⑤－④→（マイナスの場合は0人）	人

※常用雇用労働者数が49人以下の事業所は、表中、②・④・⑦の数値は記載不要。

なお、確認のため障害者手帳などの写しを求める場合があります。

※業種は日本標準産業分類（平成19年11月改定）小分類を記載すること。

注1 常用雇用労働者・障がい者とは、以下の場合をいう。

(1) 期間の定めなく雇用されている場合

(2) 一定期間（例えば、1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復雇用されて事実上(1)と同等と認められる場合（具体的には、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている場合又は採用の時から1年を超えて雇用されると見込まれる場合）

(3) 日々雇用される場合で、雇用契約が日々更新され、事実上(1)と同等と認められる場合（具体的には(2)と同様）

2 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の常用雇用労働者をいう。

3 重度の身体障がい者及び知的障がい者は、実雇用人数の2倍でカウントする（7には実雇用数の2倍を記入）。

4 短時間労働者のうち、重度を除く身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者については0.5人分とカウントする（1には実雇用数の1/2を記入）。

5 常用雇用労働者数が50人以上の事業所は、各都道府県労働局に提出した直近年の6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。

## 除外率

除外率設定業種	除外率
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次精錬精製業を除く。）、倉庫業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空運輸業、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%
窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）、その他の鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、水運業	10%
非鉄金属第一次精錬・精製業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%
建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業（信書郵便事業を含む。）	20%
港湾運送業	25%
鉄道業、医療業、高等教育機関	30%
林業（狩猟業を除く。）	35%
金属鉱業、児童福祉事業	40%
特殊教育諸学校（専ら視覚障がい者に対する教育を行う学校を除く。）	45%
石炭・亜炭鉱業	50%
道路旅客運送業、小学校	55%
幼稚園	60%
船員等による船舶運航等の事業	80%

※当該表の業種に該当しない場合は0%